

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 6 年 3 月

保護課自立推進・指導監査室

# 目 次

## 重点事項

第1 令和6年度における生活保護法施行事務監査等について	1
1 都道府県・政令指定都市が実施する監査について	1
2 国が実施する監査について	3
3 不正受給事案や不正等事案に係る報告の徹底について	11
第2 保護施設に対する指導監査について	18
1 入所者の自立支援に重点をおいた指導監査の実施について	18
2 保護施設の運営に係る適正実施の確保について	18
3 事件・事故に係る報告の徹底について	19
第3 令和6年度生活保護指導監査委託費について	20

## 連絡事項

1 令和6年度に国が実施する監査について	21
2 当室主催の会議について	22

# 重点事項

## 第1 令和6年度における生活保護法施行事務監査等について

### 1 都道府県・政令指定都市が実施する監査について

生活保護法施行事務監査（以下「監査」という。）の実施に当たっては、管内実施機関の事務の執行又は会計処理の状況の適否のみを監査するのではなく、生活保護法施行事務（以下「法施行事務」という。）がより適正かつ効率的に運営されるよう援助・指導をする建設的な監査を行うことが必要である。

令和5年度においても、都道府県・政令指定都市本庁（以下「本庁」という。）において、効果的な監査の実施に取り組んで頂いたところであるが、一部の本庁においては、個別ケースの取扱いの適否を課題として指摘する監査に止まり、実施機関における組織的運営管理の状況や査察指導の状況に要因がないかといった検証が十分に行われておらず、具体的な改善方策を示すといった実効性ある指導が不十分な状況も認められている。

については、令和6年度に実施する監査においても、引き続き、管内実施機関において法施行事務が適正に運営されるよう、過去の監査結果、最近の保護動向等を勘案して監査の重点事項を定めた実施計画を策定し、本庁職員が監査の意義を十分に認識した上で、実施機関の課題の根本的な解消に向けた効果的な指導を継続して行うようお願いする。

#### ○ 管内実施機関に対する指導の徹底について

監査に当たっては、管内実施機関の課題や問題点の把握、それを踏まえた的確な監査の実施、是正改善状況の確認に基づく指導といった一連の事務が確実に実施される必要がある。

そのためには、実施機関ごとに、国及び本庁の監査において明らかになった課題や問題点及び是正改善状況に加え、保護動向や保護に関する地域情報、当該実施機関に対する本庁の所見や評価、次回監査における留意点や確認事項等、継続した指導に必要な事項を盛り込んだ「福祉事務所指導台帳」を作成し、活用することが重要である。

また、管内実施機関が抱える課題や問題点を整理し、当該課題等の是正改善に向けた実効性のある指導を行うために、本庁としての監査の重点事項を設定し、その上で、各実施機関の規模や課題等に応じた日数・班編制による効果的な監査を実施するための監査実施計画を策定し、当該計画に基づき的確な指導監査を実施する必要がある。

については、監査の実施に当たっては、この後で述べる「令和6年度国の監査の重点事項」も踏まえ、次のとおり組織的かつ継続的に実施するようお願いする。

- ① 監査実施前、生活保護主管課長の参画の下、事前検討を実施し、「福祉事務所指導台帳」等を活用して組織として各実施機関における課題や問題点を具体的に把握する。
- ② 組織運営ヒアリング、事項別検討及びケース検討においては、適否を調査するだけでなく、関係資料等の確認を的確に実施し、当該実施機関が抱える課題や問題点とその要因を明らかにする。
- ③ 監査終了後、生活保護主管課長の参画の下、事後検討を実施し、監査結果を取りまとめた事後検討資料を組織として総合的に検討・分析した上で、具体的改善方策を整理・検討し、速やかに監査結果通知を発出する。
- ④ 実施機関から提出された是正改善報告については、問題解決に向けた具体的な取組を内容とする改善計画及び改善結果を提出させ、内容が不十分又は不適切であると認められる場合にあつては、再提出や追加報告を求めるなど、管内実施機関において実効性のある是正改善が講じられるよう指導する。
- ⑤ 同一の指摘が継続している実施機関に対しては、是正改善報告において未改善となった問題点のうち、早急に改善すべきものについて、当該実施機関の実施方針及び事業計画（以下「実施方針等」という。）に盛り込ませるよう指導するとともに、課題や問題点の改善に向けた実効性のある内容となるよう指導する。

なお、監査をはじめ管内実施機関に対する指導に当たっては、本庁の生活保護主管課長のリーダーシップが不可欠であり、特に、問題を有する実施機関や大規模実施機関に対しては、主管課長自らが実地に指導監査に参画することにより、当該実施機関における生活保護実施状況の課題や問題点を把握するとともに、実施機関の幹部職員に対してその改善に向け必要な指導を直接的に行うことが重要である。

さらに、管内実施機関に対して適切な指導を実施するため、本庁の指導監査及び研修等に係る実施体制の整備が必要かつ重要であるので、本庁の生活保護主管課長においては、この点についても配意をお願いする。

## 2 国が実施する監査について

### (1) 監査方針等について

令和5年度の国の監査においても、本庁及び実施機関に対する監査を実施したところであるが、法施行事務の適正な運営に向けた取組が着実になされている一方で、一部の実施機関において複数年にわたり、同様の指摘が繰り返されており、効果的な監査が行われていない状況が認められた。これは、是正改善報告の審査及び実施方針等の策定についての指導が不十分であることが一因であると考えられる。

また、「援助方針の策定及び訪問調査活動の実施」をはじめとして、生活保護制度を適正に運営するための基本的事項に課題が認められた。その要因として、組織としての査察指導体制が十分に機能していないこと、とりわけ、査察指導員による現業事務の進行管理及びケース審査、指導援助が不十分な事により、結果として、課題が認められたところである。

一部の実施機関においては、組織的な事務処理等の手順や仕組み、職階ごとの役割等が明確でないことから担当者任せになっており、組織としてのチェック機能や牽制機能が働いていないなど、事務処理に課題がある実施機関が認められたところである。

また、現業員等による生活保護費の詐取及び領得の防止に向けた取組として、経理事務の業務全般において詐取及び領得のほか、事務け怠及び亡失も含めた不正等事案発生防止の観点からも、継続した指導をお願いする。

さらに、不正受給対策については、各実施機関における課税調査による稼働収入の把握や年金調査による年金収入の把握など保護の決定実施に係る業務の適正な取組に加え、平成25年の生活保護法（以下「法」という。）の改正（平成26年7月1日施行）において、福祉事務所の調査権限の拡大や徴収金の徴収にかかる保護費との調整などの強化を行ったことなどにより、着実な取組が図られてきているところであるが、一部の実施機関において、これらの取組が不十分である状況が認められた。

こうした状況を踏まえ、令和6年度の国の監査における重点事項等は次のとおりとする予定であるので、適正な法施行事務の運営が図られるよう管内実施機関に対する指導をお願いする。

## (2) 令和6年度国の監査の重点事項について

### ア 効果的な指導監査の実施について

#### (ア) 適正な是正改善報告に係る指導について

監査の結果、同一の実施機関に対し、複数年にわたり同様の指摘を繰り返しているなど、実施機関の問題点の是正等が十分に図られていない状況が認められている。

実施機関から提出された是正改善報告については、指摘事項に対し具体的かつ実行可能なものとなっているかについて十分に審査を行い、内容が不十分又は不適切であると認められる場合は、「誰が、何を、どのように、いつまでに行う」といった改善に向けた具体的な取組内容とするよう指導の上、再提出や追加報告を求めるなど、管内実施機関において実効性のある是正改善が講じられるよう指導をお願いする。

#### (イ) 適切な実施方針及び事業計画の策定について

監査の結果、多くの実施機関において、前年度の実施方針等に基づいて実施した取組についての評価や、監査指摘事項を踏まえた実施機関の抱える課題の総括的な分析や要因把握が不十分である事例や、重点事項とした理由が不明な事例、早急な改善や対応が必要な事項を中心に策定していない事例が認められた。

実施方針等は、生活保護業務の効率的かつ効果的な運営を行う上での重要な指針であり、特に、監査において複数年同様の指摘が続いている実施機関においては、改善すべき課題や問題点を分析し、早急に改善すべきことを中心に具体的な改善策を盛り込んだ実施方針を策定する必要がある。

については、実施機関における実施方針等の策定に当たっては、「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」（平成17年3月29日社援保発第0329001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「生活保護業務の実施方針の策定に関するQ&Aの送付について」（平成17年3月29日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）を踏まえ、適切に策定するよう管内実施機関に対する指導を徹底するとともに、本庁監査においては具体的な進捗状況や効果等を確認のうえ、適切な指導をお願いする。

## イ 査察指導機能の充実強化及び組織的運営管理の徹底について

監査の結果、多くの実施機関において、「訪問調査活動の実施」、「収入申告書及び資産申告書の徴取」等、適正な保護の決定実施のための基本的事項に課題が認められた。

これは実施機関における組織的な業務の進行管理をはじめ査察指導体制が十分に機能しておらず、かつ、こうした状況に関して所長、課長等による実状の把握や指導などの取組も十分に行われていないことが要因と思料される。

については、各実施機関における査察指導の実施状況や抱えている問題点等を把握し、所長、課長等による指揮監督の状況も含め、組織的な運営管理が行われるよう指導の徹底をお願いします。

なお、行政事務に対する不当要求行為については、現業員や査察指導員など職員個人が問題を抱え込むことなく、公正な職務の執行が確保され、組織的な対応が図られるよう指導の徹底をお願いします。

## ウ 保護の相談及び申請の適切な取扱いについて

### (ア) 面接時の適切な対応の徹底について

監査において、保護申請に至らなかった面接記録票を確認したところ、一部の実施機関において、相談者の申請意思や急迫状況、相談者からの相談内容やそれに対する助言内容、申請に至らなかった経緯等の記録の内容が乏しく不明確なため、適切な面接相談が実施されたかの確認ができない状況が認められた。

面接記録票は、面接相談時の対応が適切であったかなどを確認する上で必要不可欠であること、特に保護申請に至らなかった相談者への対応状況を確認することができる唯一の記録であることから、明瞭かつ正確に記録するよう指導をお願いします。

また、面接相談の際に活用する「保護のしおり」の内容について、申請権の侵害につながる表現が含まれていないか、相談者へ交付ないし提示する書面等も含めて十分確認の上、具体的な指導をお願いします。

特に、相談段階における扶養義務者の状況確認について、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行う、申請した場合は「扶養義務履行が期待できない」と判断された者に対しても直接照会を行うかのごとく説明を行うといった対応は不適切であるので、改めてご留意願いたい。



なお、申請に至らなかった相談者に対しては、生活困窮者自立支援法に基づく事業や給付金についての情報提供や助言等適切な措置を講じるよう指導をお願いする。

#### (イ) 適切な保護申請の取扱いについて

監査において、保護申請に係る取扱いについて確認したところ、一部の実施機関において、資力の調査に時間を要した等の理由により、多くのケースについて申請から14日を過ぎて保護の決定の通知が行われていることが認められた。

法第24条第3項では、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」と規定した上で、同条第5項において、「第3項の通知は、申請のあった日から14日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。」と規定している。

このため、保護の決定に当たっては、特別な理由がない限り、法第24条第5項に基づき14日以内に適切に行うよう、指導の徹底をお願いする。

#### エ 適切な援助方針の策定及び的確な訪問調査活動の実施について

監査における個別ケース検討の結果、一部の実施機関において、「援助方針が世帯の実態に即していない事例」や「個々の世帯員の課題に応じた具体的な援助方針が策定されていない事例」等、適切な援助方針の策定に多くの課題が認められた。

また、訪問調査活動においても、「年間訪問計画に沿った訪問調査活動が実施されていない事例」や「長期間にわたって家庭内面接が行われていない事例」等、訪問調査活動の実施に多くの課題が認められた。

これらについては、例年、国の重点事項として掲げ、国の監査においても重点的な指導を行ってきたところであるが、本年度に国が実施した監査のケース検討において、依然として多くのケースで課題が認められていることから、引き続き重点的な指導が必要である。

援助方針は、訪問調査等によって把握した世帯員の生活状況を踏まえ、世帯主だけでなく、特に子の養育環境や進路の問題など個々の世帯員の自立に向けた課題や、世帯全体の課題を分析し、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定する

とともに、少なくとも年に1回以上の見直しを行うよう指導をお願いします。

また、訪問調査活動は、被保護者の生活状況等を实地に把握するとともに、援助方針に基づき援助指導を行うといった、現業事務の基本であることから、被保護者の生活状況等に応じた年間訪問計画を適切に策定し、訪問計画に沿って着実に実施するよう、管内実施機関に対する指導をお願いします。

## オ 適切な収入の把握等について

### (ア) 適切な収入の把握について

監査における個別ケース検討の結果、一部の実施機関において、「資産申告書や収入申告書の定期的な徴取がなされていない事例」が認められた。

適切な保護の決定実施を行うためには、被保護世帯に対し、収入申告の必要性や届出義務について周知する必要があるとともに、資産・収入等の状況を把握する必要があるため、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

Iの2及び3を踏まえ、届出義務の遵守及び収入申告等の徴取が確実に行われるよう、指導の徹底をお願いします。

また、「年金制度及び不動産等の資産の活用の徹底等について」（平成23年3月31日社援保発0331第3号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の1を踏まえ、適切な年金制度の活用について指導の徹底をお願いします。

### (イ) 課税調査の徹底について

監査の結果、一部の実施機関であるが、未だ課税収入額と収入申告額の突合作業及び組織的な確認が行われていない実施機関が認められた。

また、調査の結果、継続した収入があることが判明した場合に、当該収入について8月分までの保護費に反映できていない事例及び法第78条の適用処理が当該年度内に行われていない事例が認められ、調査結果の処理の組織的な進行管理に課題が認められた。

課税調査は、法第78条適用事例の発見契機の多くを占めているなど、不正受給の防止及び早期発見のために有効なものであるため、「課税調査の徹底及び早期実施について」（平成20年10月6日社援保発第1006001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、確実に実施するよう、指導の徹底をお願いします。

(3) 重点事項に加え、特に留意すべき事項について

監査の実施に当たっては、「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）の別紙「生活保護法施行事務監査事項」に基づき引き続き適切に実施するようお願いする。

また、令和6年度監査の実施に当たっては、前記重点事項に加え、特に留意すべき事項として次のとおりとするので留意願いたい。

ア 実施体制の整備について

適正な保護の決定実施や被保護世帯に対する指導援助を的確に行い、生活保護制度の適正な運営を確保するためには、現業員の適正な配置等、実施体制の整備が必要であるが、監査の結果、多くの実施機関において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条に定める標準数に対して現業員の不足が生じているところであり、また、査察指導体制の整備が必要な状況も認められている。

監査の結果明らかになる制度運営上の課題について、的確に改善を図っていくためには、実施体制の整備が不可欠であるので、管内実施機関に対する指導をお願いする。

また、社会福祉法第15条第6項において、現業員等は社会福祉主事であればならないと規定されているため、社会福祉主事有資格者を配置するとともに、現に社会福祉主事資格を有しない者については、社会福祉主事資格認定通信課程を受講する等により同資格を取得するよう指導しているところであるが、一部の実施機関において、有資格者の配置がなされていない状況が認められているので、当該実施機関に対する指導の徹底をお願いする。

なお、厚生労働省が社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院（以下「中央福祉学院」という。）に委託している社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程）については、管内実施機関への周知徹底をお願いする。なお、当該期限を過ぎても追加の申込みの調整も可能としているところであるので、積極的な受講をお願いする。（別添通知（P12～13）参照）

## イ 適正な経理事務の取扱いについて

経理事務の取扱いについては、本庁による管内実施機関に対する指導の結果、多くの実施機関において改善が図られてきているところである。

引き続き、不正等事案発生防止の観点からも、管内実施機関における取扱いの実態を踏まえた具体的な指導が重要であることを十分に認識の上、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」(平成21年3月9日社援保発第0309001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を踏まえ、保護担当と経理担当の事務の分離や決裁権者等について規程どおり運用されているか、内部牽制が有効に機能しているか等を点検するとともに、生活保護費の支給方法について、窓口払いとしている理由の精査を行い、窓口払いの解消に向けた取組がなされているか等、管内実施機関に対する指導の徹底をお願いします。

なお、昨年、一部実施機関において、生活保護費を毎日分割にて窓口支給し、その結果、当月内に全額を支給していない事案が認められた。被保護者への生活保護費の支給にあたっては、当月内に全額を確実に支払うよう、改めて指導の徹底をお願いします。

## ウ 保護の申請取下げ、廃止について

### (ア) 保護の申請取下げについて

保護申請の取下げに係る取扱いについて確認したところ、一部の実施機関において、申請時に実施した法第29条の調査によって預貯金の保有が判明し、保護の要否判定を行えば保護「否」となる者に対して、不必要な取下げ書を徴取している等の不適切な取扱いが認められた。

については、保護の決定に当たっては、要保護者の審査請求権の権利保護の観点から、保護の申請に対する調査の結果等により保護に該当しないことが判明した場合には、不必要な取下げ書を徴取することなく、適正に却下処分を決定の上、申請者に通知するよう、指導の徹底をお願いします。

### (イ) 「辞退届」の提出による廃止について

監査において、「辞退届」の提出による保護廃止の取扱いについて確認したところ、一部の実施機関において、「保護の要否判定を行うことなく、本人から提出された「辞退届」を受理し保護を廃止している事例」、「要否判定を行えば、

保護「否」となるにもかかわらず、「辞退届」が提出されたことをもって保護を廃止している事例」、「転出により保護の実施責任がなくなったにもかかわらず、「辞退届」により保護を廃止している事例」、「安定した職業に就いたことなどにより保護を必要としなくなったと認められる被保護者について、就労自立給付金の申請に係る助言を行わず、「辞退届」が提出されたことをもって保護を廃止し、結果として就労自立給付金の申請が行われなかった事例」等の不適切な取扱いが認められた。

また、ケース診断会議に諮るなど組織的な検討が十分に行われていない事例も認められた。

については、①不要な「辞退届」の提出を根拠とした廃止をしていないか、②提出された「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであるか、③本人から自立の目途を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることがないか等について、ケース診断会議に諮るなど組織的に検討するよう指導の徹底をお願いします。

#### (ウ) 指導指示違反による廃止について

監査において、指導指示違反による保護廃止の取扱いについて確認したところ、一部の実施機関において、「ケース診断会議に諮るなど組織的な検討が十分に行われていない事例」、「法第27条による指導指示を行うに当たり、口頭による指導指示を経ることなく文書による指導指示を実施している事例」、「法第62条第4項に基づく弁明の機会を付与することなく保護廃止している事例」等、不適切な取扱いが認められた。

については、法第27条に基づく指導指示の内容及び法第62条第3項に基づく保護の変更、停止又は廃止に至る過程が適切であるか、組織的な検討がなされているか等について、指導の徹底をお願いします。

#### エ 適時適切な保護の変更決定に係る進行管理について

監査の結果、一部の実施機関において、一時扶助に係る申請書について保護申請書受理簿等の活用が不十分である等、申請処理に係る組織的な管理体制の脆弱性が認められた。

については、保護の変更決定漏れや決定遅延等について、現業員等による事務け怠

事案の発生防止の観点からも、保護申請書受理簿等の整備や申請書類の保管方法のルール化、申請処理に係る職階ごとの役割や責任の明確化による重層的なチェック体制の構築に向けて指導をお願いします。

#### オ 扶養能力調査の徹底について

監査における個別ケース検討の結果、一部の実施機関において、「要保護者からの申告や戸籍謄本などにより把握した扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性が調査されていない事例」、「重点的扶養能力調査対象者であるかの判断が不十分な事例」、「重点的扶養能力調査対象者について、実地調査又は文書照会未回答者に対する再照会が行われていない事例」等、扶養能力調査の取扱いに係る課題が認められた。

については、適正な扶養能力調査の実施について指導をお願いします。

また、扶養能力調査の実施に当たっては、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）第 1 編第 5 の内容を踏まえ、要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等においては、その理由について特に丁寧に取り組みを行い、照会の対象となる扶養義務者が「扶養義務履行が期待できない者」に該当するか否かという観点から検討を行うこととされており、こうした取扱いについて、改めてご留意願いたい。

### 3 不正受給事案や不正等事案に係る報告の徹底について

被保護者による不正受給事案や現業員等による不正等事案が発生した場合については、「不正受給事案や現業員等による不正等が発生した際における速やかな報告等について」（平成 24 年 10 月 23 日社援自発 1023 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課自立推進・指導監査室長通知）により速やかな報告をお願いしているところである。

この報告は、国と本庁とが、実施機関等における各種事案について迅速に情報共有を行うことで、当該事案に係る速やかな是正措置及び再発防止に向けた取組につなげるためのものであるので、本庁は、改めて通知の趣旨を理解の上、実施機関等に周知徹底するとともに、引き続き速やかな報告をお願いします。（別添資料（P14～17）参照）

なお、報告に当たっては、個人が特定できる情報は含めないようお願いする。

令和 6 年 2 月 19 日

≪役所名≫ 社会福祉研修主管部(局)長 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
中央福祉学院  
学 監 笹尾 勝  
(公印略)

令和 6 年度 社会福祉主事資格認定通信課程(公務員課程)  
受講案内の送付と受講希望者のとりまとめについて(依頼)

本学院の研修事業につきましては、日頃より特段のご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、厚生労働省の委託を受け、令和 6 年度標記通信課程を別添受講案内のとおり実施することとなりました。

つきましては、諸事ご多忙の折、誠に恐縮ですが、周知用「受講案内」を別便にて送付いたしますので、貴都道府県(市)内の福祉事務所、児童・婦人・更生等の各相談所、市・区役所、町村役場および社会福祉施設(公立公営)など関係先への周知と受講希望者のとりまとめについてご協力賜りますようお願いいたします。

スクーリングは、動画配信を併用することで、集合研修を3日に短縮して参加しやすくするとともに、集合研修ならではのプログラムにより、受講者のソーシャルワークの力量向上につながるよう刷新を図っています。ぜひ、貴下職員の皆さまの受講をご検討ください。

なお、標記通信課程を含め、令和 6 年度における厚生労働省委託研修の実施につきましては、別途厚生労働省から通知されますことを申し添えます。

記

1. 通信課程概要

- 受講期間:令和 6 年 4 月 1 日より 1 年間
- 受講料:84,700 円
- 受講要件:詳しくは受講案内をご覧ください。

2. 受講案内の送付部数

…部 (別便で 2 月 26 日に発送予定)

- 原則として社会福祉関係行政機関数、市区町村数、公立施設数等をもとに算定しています。
- 受講案内および申込書の PDF データは、本学院ホームページからダウンロードすることができます。会員専用ページ「社会福祉研修主管部(局)専用ページ」に掲載をしておりますのでご利用ください(要パスワード)。

ホームページ URL	<a href="https://www.gakuin.gr.jp/member/gyosei/">https://www.gakuin.gr.jp/member/gyosei/</a>
パスワード	kenshu294

3. 受講料改定について

すでに全社学院発第316号(令和5年12月8日付)でご案内のとおり、本課程の令和6年度受講料を改定させていただくことになりました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

裏面へ⇒

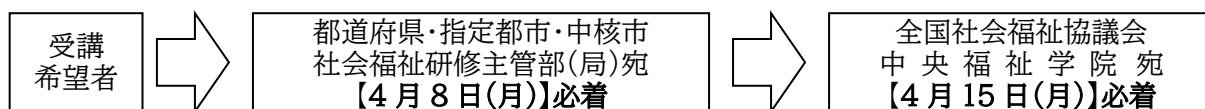
#### 4. 受講申込とりまとめについて

- (1) 受講申込書を取りまとめください。その際に、下記「5.受講希望者連名簿の作成」をお願いします。
- (2) 受講申込書、連名簿の原本を中央福祉学院へお送りください。その際に、念のためお手元に控えを残して頂くようお願いいたします(コピー等)。
- (3) 受講申込書に不備等を確認した場合、ご連絡いたしますので、ご対応の程お願いいたします。
- (4) 受講申込のとりまとめにあたり、以下の点にご留意ください。
  - ▶ 受講申込書の記入漏れ、記載事項の誤りがないかご確認をお願いいたします。
  - ▶ 記載内容に不備がみられる場合は申込みの受付はできません。
  - ▶ 都道府県市を經由せず、受講希望者より本学院に申込書を直接送付された場合の申し込みは無効となります。
  - ▶ その他、よくあるお問い合わせ等を中央福祉学院ホームページ(前頁参照)に掲載しておりますので、ご参照ください。

#### 5. 受講希望者連名簿(別添様式1)の作成

- (1) 受講申込書のとりまとめに際し、別添様式1のとおり受講希望者連名簿をご作成ください。  
入力用の受講希望者連名簿様式データ(word)は、受講案内と同様に前頁2.でご案内したページに掲載しておりますのでご活用ください。連名簿は、必ず今回の新しい様式を使用ください。
- (2) 連名簿の記入について
  - ▶ 勤務先別に連記してください。
  - ▶ 16名以上の場合は2枚目以降にご記入ください。その際、2枚目はNo.16より採番いただき、それ以降も連番にて採番ください。
  - ▶ 連名簿の記載順位は、選考にあたっての優先順位ではありません。

#### 6. 申込書提出期限



- ▶ 学習開始日(6月1日)までに選考結果および教材発送等の手続きを完了するために、上記提出期限を厳守していただきますようお願いいたします。

#### 7. その他

- ▶ 受講案内の部数(前頁2.参照)変更については、別紙「変更連絡票」にてご連絡ください。部数に限りがあるため、ご希望にそえない場合もございます。お早めにご連絡ください。
- ▶ 本学院ホームページにおいて、主管課連絡先を掲載しております。変更が生じた場合は恐れ入りますが別紙「変更連絡票」にてご連絡ください。

掲載内容	<部 署 名>	<<部署名>>
	<電話番号>	<<電話>>

#### 8. 本件に関する連絡・お問い合わせ先

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院(担当:山崎・高原)

〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44

TEL 046-858-1355/FAX 046-858-1356 URL <https://www.gakuin.gr.jp/>





社援自発1023第1号

平成24年10月23日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部(局)長  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

自立推進・指導監査室



不正受給事案や現業員等による不正等が  
発生した際における速やかな報告等について

生活保護の適正実施につきましては、平素より格別のご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、被保護者による不正受給や現業員等による生活保護費の詐取等の不正の未然防止等を図り、生活保護の適正実施を推進する観点から、それぞれの該当事案発生時における厚生労働省への速やかな報告等について、関連通知等においてお願いしているところです。

しかしながら、依然として、これら通知の趣旨が徹底されず、事案発生(確認)から厚生労働省への報告までに著しい長期間を要した上、その間、該当実施機関における実態の解明・把握や、当該自治体内における再発防止策の検討等に関して極めて不十分な対応しか行われていなかった事案などが見られています。

悪質な不正受給事案や現業員等による不正等は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものであり、万一こうした事案が発生した場合には、早急に、保護の実施機関、都道府県・指定都市本庁と厚生労働省とが情報を共有の上、迅速かつ適切な対応を図る必要があります。特に、現業員等による詐取、領得、事務け怠等については、早急に、該当実施機関において、①関係する被保護世帯に対する適正な保護の決定実施を確保して正常化を図り、②発生要因を含む事案の全貌を明らかにして、③実効性ある再発防止策を構築し、生活保護行政に対する国民の信頼を確保する必要があります。

については、次の点を踏まえ、不正受給事案や現業員等による不正等事案が発生した際における、厚生労働省への迅速な報告を確実に行うよう、管内実施機関への徹底をお願いします。

## 記

### 1 被保護者による不正受給事案について

告訴・告発を行った事案や、刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不正受給事件については、「生活保護の適正実施の推進について」(昭和56年11月17日付社保第123号厚生省社会局保護・監査指導課長連名通知)の2の(4)、(5)に基づき、その概要、対応方針等について速やかに情報提供するとともに、必要に応じて技術的助言を求めること。

### 2 現業員等による不正等事案について

現業員等による詐取等の不正事案が生じた場合は、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」(平成21年3月9日付社援保発第0309001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の2の(1)、(2)の別添1及び別添2により速やかに報告すること。なお、現業員等による事務け怠事案については、懲戒処分を受けたものについて報告を求めているところであるが、今後にあつては、自治体人事当局が懲戒処分を検討する対象とした事案や、保護費の過大・過小支給の判明に伴って国庫負担金の再精算を要する可能性が高い事案、都道府県・指定都市本庁が特別監査の対象とした事案、報道や議会等で問題となることが予想される事案などについても、当該事案の発生が確認された段階で、事案の概要、対応方針等について速やかに情報提供いただくとともに、必要に応じて技術的助言を求めるとされたい。(懲戒処分を受けたものに係る報告は従来のとおり。)

(別添1)

生活保護に係る不正事案報告書(1)

福祉事務所名				作成年月日：平成 年 月 日
不正行為者氏名		官職名		
不正行為者の所属部署名		在職期間	平成 年 月 日～ 年 月 日	
不正行為金額	円	不正行為期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
不正行為に係る事実の詳細				
不正行為の発生原因 (具体的、詳細に)				
都道府県・指定都市(本庁)への報告年月日	平成	年	月	日

上記記入欄は適宜変更して、具体的かつ詳細に記述すること。

(別添2)

生活保護に係る不正事案報告書(2)

福祉事務所名				作成年月日：平成 年 月 日
不正行為者氏名		官職名		
不正行為者の所属部署名		在職期間	平成 年 月 日～ 年 月 日	
不正行為金額	円	不正行為期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
不正行為に係る事実の詳細				
不正行為の発生原因 (具体的、詳細に)				
都道府県・指定都市(本庁)への報告年月日：平成 年 月 日				
不正行為発覚後の処置(損害額の確定方法等)				
不正行為金額に係る国庫負担金の精算処理状況(予定を含む)				
実施機関が講じた再発防止策の概要(具体的、詳細に)				
懲戒処分等、刑事・民事訴訟について				
懲戒処分等	有・無	処分内容		
刑事訴訟	有・無	訴訟内容		
民事訴訟	有・無	訴訟内容		
備 考				

上記記入欄は適宜変更して、具体的かつ詳細に記述すること。

## 第2 保護施設に対する指導監査について

保護施設の適切な運営実施の推進と入所者及び利用者（以下「入所者」という。）の処遇の確保のため、保護施設に対する都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う指導監査の果たす役割は、極めて重要である。保護施設に対する指導監査の実施に当たっては、「生活保護法保護施設指導監査要綱」（平成12年10月25日社援第2395号厚生省社会・援護局長通知）に基づき、特に次の点に留意し実施するよう、願います。

### 1 入所者の自立支援に重点をおいた指導監査の実施について

入所者に対する適切な処遇が行われるよう、「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」（昭和41年7月1日厚生省令第18号）が確保されていることはもとより、

- ① 入所者の意向を尊重した上で適切な処遇計画が策定されているか
- ② 居宅生活への移行や他法の専門的施設での受け入れについて検討されているか
- ③ 実施機関や家族との連携が図られているか
- ④ 処遇計画について適宜必要な見直しが行われているか
- ⑤ 入所者への虐待の防止について適切に対応が行われているか

に重点をおいた指導監査を実施することにより、入所者の自立支援に向けた取組が一層推進されるよう指導を願います。

### 2 保護施設の運営に係る適正実施の確保について

#### (1) 保護施設の適正な運営の確保について

入所者処遇を図るための必要な職員の確保のほか、適正な会計及び契約事務の処理、内部牽制体制の確立、衛生管理や感染症対策の徹底等について指導を願います。

また、入所者からの預り金を管理している保護施設については、事故・不正事案発生防止の観点からその適切な管理についても指導を願います。

なお、職員の処遇については、有用な人材の確保及びその定着化を図るため、適切な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、研修等職員の資質向上、福利厚生の充実等について指導を願います。

(2) 防災対策の充実強化について

防災対策の充実強化については、引き続き、社会福祉施設等に関する水害・土砂災害・津波に関する対策や非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関して、周知・徹底をお願いします。

また、指導監査を実施するにあたり、防災関係部局、管内市町村及び消防機関などと連携し、保護施設の非常災害対策計画の点検が適切かつ確実に行われるよう重ねてをお願いします。

(3) 感染症の予防対策について

これまでも、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の予防に関し、適切な対応をお願いしているところである。感染症予防に関する通知及びマニュアルを基に、救護施設等で適切な対策が確実に行われるよう、引き続き指導・助言等を行って頂くようお願いします。

### 3 事件・事故に係る報告の徹底について

保護施設において、職員による入所者への虐待等の問題が確認された場合や職員による不正が確認された場合など事件・事故が発生した場合には、速やかにこれを都道府県等に報告するよう管内保護施設に対して指導をお願いします。

また、報告を受けた都道府県等は、当該事案の概要、対応方針等を速やかに国へ報告することとし、報告に際しては、その時点で判明している事実関係や今後の見込み等について速報されるとともに、詳細な内容が判明次第、逐次具体的な報告をお願いします。

### 第3 令和6年度生活保護指導監査委託費について

生活保護指導監査委託費については、本庁の指導監査体制を整備し、管内実施機関に対する指導監査を通じて適正な保護の実施を目的として、都道府県及び政令指定都市が設置した生活保護指導職員に係る経費を補助している。

国庫補助対象となる生活保護指導職員の定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し（令和2年度～6年度/29人の定員合理化）を行っているところである。

については、令和6年度には5人の定員合理化を予定しているので、格段の御理解と御協力をお願いします。

令和5年度 当初予算額	令和6年度 予算案	備 考					
		年度	R2	R3	R4	R5	R6
1,829,866 千円	1,814,189 千円	定員(人)	283	277	271	265	260
		削減(人)	▲6	▲6	▲6	▲6	▲5

# 連 絡 事 項



## 連 絡 事 項

### 1 令和6年度に国が実施する監査について

#### (1) 監査計画について

令和6年度においても、状況を勘案しつつ、都道府県・政令指定都市本庁及び実施機関に対して監査を実施することとしている。具体的な監査計画については、追って示すこととするが、基本的な考え方は以下のとおりである。

- ア 原則として、本庁及び管内実施機関を選定して監査を実施する。（一般監査）
- イ 一般監査においては、従来通りの5日間を基本とするが、対象実施機関の規模等を勘案して期間を短縮することがある。
- ウ 本年度の監査の状況を踏まえ、一部の都道府県・政令指定都市について、一般監査だけでなく、事前のヒアリングや確認監査の実施等により、各自治体の課題の解消に向けた重点的な指導を行う。

#### (2) 監査対象実施機関の選定について

一般監査にかかる実施機関の選定に当たっては、各本庁と協議の上決定することとしているが、選定に当たっての基本的な考え方は以下のとおりである。

- ・直近又は過去の監査等において課題が多い実施機関
- ・複数年にわたり同一の課題や問題点が改善されない実施機関
- ・管内の保護動向に及ぼす影響が大きい実施機関

なお、対象実施機関の選定のための資料の提出について、追って連絡するので了知されたい。

## 2 当室主催の会議について

令和6年度については、対面による下記の全国会議・研修等の実施を予定している。

### (1) 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議

対 象 者：都道府県・政令指定都市本庁における監査班長及び  
監査担当職員等、監査の中核を担っている職員

開催時期：令和6年4月25日(木)～26日(金)(予定)

場 所：東京都内

### (2) 査察指導機能の充実強化を目的とした研修会等の開催について

#### ① 新任査察指導員研修会

対 象 者：現業事務経験のない査察指導員等

開催時期：令和6年5月29日(水)～31日(金)(予定)

場 所：東京都内

#### ② 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

対 象 者：一定の経験を有する査察指導員等

開催時期：令和6年8月26日(月)～28日(水)(予定)

場 所：東京都内